

名古屋外国語大学大学院課程博士審査規程

(目的)

第1条 名古屋外国語大学学位規則第4条に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）の審査については、この規程の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士後期課程の第3年次に在学し、研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し（修得見込を含む。）、必要な研究指導を受け、かつ、博士候補資格を取得した者。ただし、特に優れた研究業績をあげた者については、第1年次在学以上とすることができます。
- 二 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学（以下「単位取得後退学」という。）した者で、単位取得後退学後3年以内の者。ただし、後期課程入・進学後6年（在学中の休学期間を除く。）以内の者。
- 2 前項第二号の単位取得後退学者が課程博士の学位を申請する場合には、再入学をしなければならない。

(授与する学位)

第3条 博士後期課程を修了した者に授与する学位は博士とし、付与する専攻分野は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 一 英語学・英語教育学分野 | 博士（英語学・英語教育学） |
| 二 日本語学・日本語教育学分野 | 博士（日本語学・日本語教育学） |
| 三 グローバルコミュニケーション分野 | 博士（国際文化） |

(申請手続き)

第4条 課程博士の学位を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- | | | |
|---------------|----------|---------|
| 一 博士学位論文審査申請書 | （本学所定用紙） | 1 通 |
| 二 論文目録 | （本学所定様式） | 3 通 |
| 三 履歴書 | （本学所定様式） | 3 通 |
| 四 論文 | | 3 通 |
| 五 論文の要旨 | （本学所定様式） | 3 通 |
| 六 副論文・参考論文・資料 | （ある場合のみ） | 3 通（原則） |

(申請期日)

第4条の2 課程博士の学位の申請期日は、原則として毎年6月1日及び12月1日とする。

(学位審査委員会)

第5条 学位審査委員会は、次の各号の教員を含む3名以上の教員を選出して組織する。

- 一 指導教授又はこれに該当する本研究科大学院担当教員
- 二 本研究科大学院担当教員のうち、論文内容に関連する教員
- 2 研究科会議が必要と認めるときは、前項にかかわらず、本研究科大学院担当以外の本学教員及び学外適任者を審査委員に入れることができる。
- 3 学位審査委員会の運営のため、主査を置き、原則として指導教授がこれにあたる。

(論文の審査及び試験)

第6条 学位審査委員会は、論文の審査及び試験を行う。審査は論文を受理した後、半年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科会議の議を経て、審査期間を延長することができる。

- 2 試験は、論文の審査が終わった後に筆記又は口頭により行い、論文の内容及びこれに関連する科目の学識並びに研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力について審査するものとする。

(学位審査の報告)

第7条 学位審査委員会は、学位論文の審査及び試験が終了したときは、次の各号の書類（本大学院が定める様式）により、研究科会議に報告するものとする。

- 一 博士学位審査結果報告
- 二 論文内容の要旨及びその審査結果（4,000字以内）
- 三 試験の内容及びその結果

- 2 研究科会議は、学位審査委員会の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 3 学位審査の議決は、研究科会議構成員（海外旅行中及び休職中の者は除く。）の3分の2以上の出席の会議で行い、合否の決定は、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（学位授与の時期）

第8条 課程博士の学位を授与する時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 6月1日期日の申請に係る学位の授与は、9月の1期末修了式
- 二 12月1日期日の申請に係る学位の授与は、3月の修了式
- 三 第6条第1項により論文審査期間を延長したるものに係る学位の授与は、前2号にかかわらず、論文審査終了後

第9条 研究科会議における学位審査の結果、不合格になった者は、指導教授又はこれに該当する本研究科大学院担当教員の指導を受けた後、再度論文を提出し、本内規に基づく審査を受けることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 名古屋外国語大学大学院課程博士審査内規（平成12年11月13日制定）は、廃止する。
- 3 この改正は、平成25年4月1日から施行する。（第2条第1項及び第2項関係）

附 則

- 1 この改正は、2020年4月1日から施行する。（第3条関係）
- 2 改正後の第3条第1項第3号の付与する専攻分野は、2020年度入学者から適用し、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。